平成30年度 行政評価 施策カルテ

施策名 2 交通安全対策の充実

施策主管課 生活安心課 総合計画記載頁

97ページ

1 施策の位置付け

政策の柱 I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために

政策名 (基本施策名)

6 日常生活の安心感を高める

政策の達成目標 (基本施策目標) 地域社会や事業者,行政が連携して,日常生活を取り巻くさまざまな不安を解消し,市民が,安全 で安心した生活を送っています。

2 施策の取組状況

施策目標 市民の高い交通安全意識と適切な道路整備により、交通安全が確保されています。

| 策目標 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------------------------------|-----------------|----------|-------------|---------|----------|---------|--------------|----------------|---------------|------------|---------|-------------|---|-------------|-------------------------|---|----------------------------|--|--------------------------|----------------------------|------|
| | 指標名(単位) H24 H25 H26 H27 H28 H29 (目標年 | | | | | | | H29 (目標年) | 評価 | ② 市 民 | | 指標名(単位) | | H24 (現状値) | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | 言平 征 | | |
| | | 通事故発生件数 暦年統計 | | | 2,325 | 2,150 | 1,975 | 1,800 | 1,800 | 1,800 | | 意識調 | 指 標 3 | 施策の満足度(%) 調査 | | 42.5% | 43.0% | 41.1% | 40.4% | 46.6% | 43.1% | |
| 指 標 1 | | 現状値 | 2,535件 | 実績値 | 2,576 | 2,363 | 1,966 | 2,028 | 1,738 | 1,548 | А | 査結果 | ± ± 1 | | 度からの 増減 | | 0.5pt | -1.9pt | -0.7pt | 6.2pt | -3.5pt | В |
| | | 目標値 (H29) | 1,800件以下 | 単年度の 達成度 | 90.3% | 91.0% | 100.5% | 88.8% | 103.6% | 116.3% | | | | で構成事業の進捗状況 な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況}を参照) | | | | | | | | |
| 41- | | 交通事故死者数 | | | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | | | | 指標名(単位) | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | |
| 指標 2 | | 現状値 | 18人 | 実績値 | 18 | 13 | 17 | 14 | 10 | 8 | А | 了 参 | | 中核 | 核市平均 | 602.2 | 582.3 | 530.7 | 487.2 | 442.6 | 417.8 | |
| | | 目標値 (H29) | 12人以下 | 単年度の 達成度 | 94.4% | 123.1% | 88.2% | 100.0% | 130.0% | 150.0% | | 考】中 | | 人口10万人あたりの交通事故発生件数(件) ※上位が少ない | [績値 | 500 | 458 | 379 | 389 | 334 | 296 | / |
| | | | | 単年度 目標値 | | | | | | | | 核市等と | | | 市での本 の順位 | 12位/41市中 | 12位/41市中 | 10位/43市中 1 | 4位/45市中 | 15位/48市中 | 10位/48市中 | |
| | | 現状値 | | 実績値 | | | | | | | | の水準 | | 中核 | 核市平均 | | | | | | | |
| | | 目標値 (H29) | | 単年度の 達成度 | | | | | | | | 比 較 | | 実 | [績値 | | | | | | | / |
| | | • | | | | | | | | | | | | 中核市市 | 市での本 の順位 | | | | | | | |
| | 『①施策指標』の単年度の達成度の計算について | | | | | | | | | | <u>'</u> | | 施 80 | | ①施策指標 | <u>A :達成度90</u> [33) | | 3 : <u>達成度70</u> 9 [25] | | <u>C :達成度70'</u> [15点 | | |
| % [① | | | | | | | | | | | | | | 策 の 満 足 40 | * | ②市民意識 | <u>A:前年度よ</u> | | 3:前年度同力 | | <u>C:前年度より</u> | |
| ★ 退 | ★ 逓増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) | | | | | | | | | | | | 度 の 20 + | 評価の | 調査結果(満足度) | (+5p [33) | 点] | <u>(±5pt以</u> [25; | 点] | <u>(-5pt超</u> [15点 | ā] | |
| ★ 退 | ★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) | | | | | | | | | | | | | | | | <u>B:計画どお</u> <u>(主要な構</u> <u>8割以上が</u> [25; | <u>成事業の</u> が計画どおり) | <u>C:計画より返 (主要な構成) 2割超が計</u> [15点 | 成事業(・画より) | | |
| | | | | | | 取約 | 組内容と成 | 果•成果0 | D要因 , 進 | 歩の状況 | | | | | | 総合評価 | 順調 : (A評値 C評価がある ^は [90点 | 易合を除く。)) | 概ね順調: (主にB評価) [65点以上 | | やや遅れてし (C評価が2つ [65点ま | つ以上) |
| | | - 国における亚 | 成20年由4 | つ交通事故及 | で去数ける 6 | 301人で EZ | 乳和23年以際 | 隆の統計で5 | さい値とかい | 交通事 故為 | 登 生 | 7、「色色之 | 学数: | #.13年連続で減小した。その Fうな中、享齢者の | の交通国 | 事故死 去 数±. | | | 1 | 90点木凋〕 | K/ACO] | 个啊」 |
| ・国においては、「自転車活用推進法」(平成29年5月施行)に基づき、平成30年夏までに「自転車活用推進計画」を策定予定であり、この計画においても、自転車の安全利用を促進することが求められていく。 | | | | | | | | | | | | | 83点 | ₹ | | | | | | | | |
| ・地域や関係団体、警察等と連携した交通安全教育の実施や道路交通環境の整備など、ソフト・ハードの両面か ・地域や関係団体、警察等と連携した交通安全教育の実施や道路交通環境の整備など、ソフト・ハードの両面か ら交通安全対策を推進してきたことにより、本市における交通事故は減少傾向にあり、平成29年中の交通事故 発生件数、死者数、負傷者数はいずれも過去最小値(昭和45年以降)となった。 「第10次宇都宮市交通安全計画」に基づき、ソフト・ハードの両面から各施策事業を着実に推進してきたことによ り、本市における交通事故は減少傾向にあるが、交通ルール違反のドライバーや自転車利用者が未だ見受けられ 概ね順調 | | | | | | | | | | | 市民満足度 | | | | | | | | | ლ | 概ね順 | 調 |

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象、★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

| No. | 事業名 | 戦略P・ 主要事業 ※ | 事業の目的 | 対象者・物(誰・何に) | 事業内容 取組(何を) | 事業の 進捗状況 | H29 事業費 (千円) | 開始年度 | 日本一施策事業 | 施策目標を達成するための取組方針 |
|-----|------------------|-------------------|---|----------------------------|---|-------------|--------------------|--------------|------------|--|
| 1 | 交通安全教育 | 0* | 交通ルールの遵守及び交通 マナーの向上 | | 幼児から高齢者までの各年代 に応じた交通安全教室の開催 | 計画どおり | 6,524 | S 49 | | 市民の交通ルール遵守、マナー向上を図るため、幼児から高齢者までを対象として、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を実施していく。特に、入学に伴い不慣れな道路を通行する中学校・高校の新入生に対し、自転車安全利用チラシを活用した教育を入学時期に合わせて実施していくほか、高齢者を対象として、安全運転サポート車の普及促進に向けた試乗会を開催していく。 |
| 2 | 交通安全運動の推進 | * | 市民一人ひとりの交通安全 意識の高揚 | | 年3回の交通安全運動や普及 啓発活動の実施 | 計画どおり | 614 | S45 | | 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るため、地域等と連携しながら、春、秋、年末の交通事故が増加する時期に合わせて、子どもや高校生、高齢者に重点を置いたスローガンのもと、効果的に交通安全運動を実施していく。また、飲酒運転根絶に向け、交通安全教室など様々な機会を捉えながら、GRリボンを活用した啓発を行っていく。 |
| 3 | 交通指導員制度 | | 通学路における安全確保 児 | | 通学路における交通指導員の 立哨活動 | 計画どおり | 2,489 | S45 | | 交通指導員の立哨活動により、毎日の登校時における児童の交通安全が確保されるよう、関係機関と連携を図りながら、交通指導員の適正配置や資質の向上に努めていく。 |
| 4 | 交通安全推進協議会連合会補助金 | | 地域における交通安全意識 交の高揚 合 | 交通安全推進協議会連 合会 | 補助金の交付 | 計画どおり | 1,756 | S57 | | 地域の交通安全団体による自主的な交通安全活動を促進するため、交通安全啓発看板の設置やストップマーク貼付、交通 安全教室の開催など、各地域が実施する事業に対し、引き続き支援を行っていく。 |
| 5 | 交通指導員連絡協議会補助金 | | 通学路における安全確保 交 | 交通指導員連絡協議会 | 補助金の交付 | 計画どおり | 440 | S45 | | 児童を中心とした歩行者の安全確保を図るため、交通指導員の資質向上を目的とした研修会の開催や地域等で活用してもらう横断旗の作成・配布など、協議会が実施する事業に対し、引き続き支援を行っていく。 |
| 6 | 交通事故多発地点の安全性向上事業 | | 交通事故多発地点における 安全性の向上 | | 交通事故多発地点における交 通安全対策の実施 | 計画どおり | 592 | H23 | | 交通事故多発地点(平成24~27年)6箇所において早期に対策を実施していくとともに、対策実施後の交通事故発生状況の推移を見ながら、対策の効果検証を行っていく。 |
| 7 | 路上喫煙対策事業 | | 路上喫煙による歩行者の被 害防止対策の推進 | 市民, 本市の来訪者 | ・路面表示の修繕 ・過料処分者数の前年度比 10%減の達成 | 計画どおり | 1,452 | H20 | | 条例の周知啓発については、これまでの過料徴収の多い場所や通行量を踏まえ、効果的・効率的に行っていく。 また、現在、国において、受動喫煙防止対策を推進するため、健康増進法の一部を改正する法律案について議論していると ころであり、今後、国の動向を注視していく。 |
| 8 | 交通安全施設整備事業 | 0★ | 交通事故の防止 通行の安全確保 | 市民, 道路利用者 | 交通安全施設の整備 | 計画どおり | 82,769 | S 4 5 | | 交差点や事故多発箇所における安全対策として、通学路合同点検等の結果や市民からの要望を踏まえつつ、警察や学校などの関係機関と協議を行ったうえで計画的に整備していく。 |
| 9 | 道路バリアフリー推進事業 | 0 | 高齢者や障がい者の安全 性・快適性の向上 円滑な道路ネットワークの構 等 | 市民, 道路利用者(中心 部と重点整備6地区) | ・点字ブロックの整備・修繕・横断歩道部の段差解消 | 計画どおり | 6,415 | H13 | | 点字プロックについては、必要な路線への整備が概ね完了したことから、今後は老朽化や破損の状況を調査しながら計画的な修繕を実施していく。 横断歩道部の段差解消については、点字プロックの修繕工事などに併せ改良工事を行っていく。 パリアフリー化を積極的に進める重点整備地区のエリア拡充などの見直し及び整備内容について検討を行っていく。 |
| 10 | 自転車道整備事業 | 0* | 自転車の利用・活用の促進 | 自転車利用者 | 道路整備·路面表示 | 計画どおり | 285,602 | H17 | | 安全で快適な自転車走行環境の確保に向け、国・県などと連携を強化するとともに、国庫補助金の導入など財源確保に努め、引き続き、連続性を踏まえた自転車走行空間やサイクリングロードの整備を計画的に推進していく。 |
| 11 | 自転車放置防止対策事業 | * | 適切な道路通行空間の確保 市 | 17氏(日転甲利用有) | ・駐輪場の利用促進と放置禁止の周知・市内の自転車放置禁止区域・規制区域内の放置自転車撤去 | 計画どおり | 28,226 | S63 | 独自性 先駆的 | 放置防止指導業務や撤去した自転車の所有者からのヒアリング,市内高等学校等への周知などにより,自転車の放置禁止の周知及び駐輪場の利用促進を図っていく。 平成29年7月に中心市街地にある中央1丁目駐輪場に保管所機能を移転したことから,放置自転車対策としてより効果的な平日昼間に撤去を行う「即時撤去」を定期的に実施することにより返還率の向上を図るとともに,返還の際に周辺の駐輪場の案内を行うことで利用率の向上を図っていく。 さらに、禁止区域の拡大や附置義務の見直しの調査・研究も併せて実施することで,より適切な道路通行空間の実現を図っていく。 |

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性 課題 方向性 (施策全般)
◆「第10次宇都宮市交通安全計画」の計上事業を着実に実施していく。
◆LRTの整備にあわせた軌道敷に関する交通ルールの周知に向け、検討を行っていく。

・ 安全で快適な自転車走行空間の確保のため、国・県との連携強化を図り、連続的な自転車走行空間の整備を行うとともに、レジャー・健康増進などにもつながるサイクリングロードの整備に取り組んでい

- 〈その他個別事業〉